



答申第13号

鎌倉公審査第28号

平成9年12月22日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年12月21日付けで諮問（諮問第16号）された平成5年度4月から平成7年度公開日までの〇〇校長（現〇〇小学校長）の教育委員会への〇〇教諭に関する報告文書一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成5年4月から平成7年11月22日までの、〇〇校長の教育委員会への〇〇教諭に関する報告書（以下「本件文書」という。）を一部非公開としたことは妥当である。しかし、「教諭の服務状況について」のうち、日付、欠勤・年休・遅刻の記述及び別表に掲げる部分は、公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市教育委員会が、平成7年11月22日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、公文書一部公開決定通知書の「公開しない部分の概要」のうち「氏名・性別・生年月日・年齢・住所」が非公開であれば、特定の個人は識別されず、「職務の評価など」を拡大解釈して鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号により、一部非公開としたことは、次に掲げる理由から納得できないというものである。

ア 非公開とされた教職員の校務分掌については、年度毎に配付される学校要覧に明記されているため、非公開とする理由はない。

イ 職務の評価を条例に該当するとして非公開としているが、本件文書は子供の人権侵害に関わるものであり、公益性が高く、積極的に公開することによって学校と子供、父母の信頼関係は回復できるものと考えられる。したがって、公開の対象となった本人の意志を聞くなどして一部公開としたものではなく、条例の解釈を拡大し、しかも一般的に他人に知られたくない情報と考えて拒否するのであれば、情報公開の公益性と市民の知る権利は著しく阻害される。

これは教諭の教育指導の面の記述を非公開とした部分についても、同様である。

ウ 新聞報道に対する保護者のコメント部分については、仮に公開され

ても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとはならず、不当な公開拒否である。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 本件文書は、〇〇校長から教育長あてに提出された、〇〇教諭の学級経営上の問題点及び同教諭の勤務状態についての報告文書である。
- (2) 本件文書には、教諭の氏名・性別・生年月日・年齢・住所・職務の評価などが記されており、条例第6条第1項第1号に係る適用除外事項細目基準の「経歴・能力についての情報」のうち、「職業、職歴についての情報」及び「知識・技術及び能力についての情報」に該当するため、非公開としたものである。

これらの情報は、その内容のいかんにかかわらず、通常他人に知られたくない情報であると判断できるものであり、基本的人権に基づく個人のプライバシーの保護という観点からも、条例の規定は厳格に解釈・運用されるべきであり、このことによって、公文書公開の公益性と市民の知る権利を阻害するものとは考えられない。

- (3) 諾否の判断に際しては、本人の意志を聞くなどして行うべきとの主張については、本件文書は校長が作成すべき報告書であり、その内容が個人のプライバシーに直接関わる内容であるために非公開としたものである。
- (4) 新聞報道に対する保護者のコメント部分については、その発言者が公開されることの可能性を認識して発言していないこと、さらに、発言者が保護者に限定されていることから、特定の個人が識別され、又は識別され得る危険性があるため、非公開としたものである。

### 4 審査会の判断理由

- (1) 本件文書について

本件文書は、〇〇小学校長から教育長あてに提出された、〇〇教諭の学級経営上の問題点の報告及び勤務態様についての報告であり、前者が

平成6年11月25日付け、後者が平成7年10月30日付けで行われた文書であることが認められる。

(2) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人についての情報（事業を営む個人の当該事業についての情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができる旨規定している。

「個人についての情報」とは、住所、氏名、思想、学歴などの情報で、一般的に人に知られたいくない情報であり、明白にプライバシー情報と思われる情報は勿論のこと、プライバシーであるかどうか不明確なものも含まれるものと解する。

また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、特定の個人がその情報から識別できる場合、又はその情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものをいうものと解する。

これは、公文書の公開を請求する市民の権利を保障している条例の基本原則の例外を限定的に定めたもので、個人の尊厳及び基本的人権の尊重といった観点から、個人についての情報は公開しないことができる旨、規定したものと解する。

イ 本件文書中の、学校名、校長の氏名、学年、クラス名、教諭の氏名・住所・電話番号・生年月日・性別・年齢・校務分掌の内容、児童の氏名・性別・年齢、保護者の氏名・住所等の情報は、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

しかし、別表に掲げる部分の情報は、これを公開したとしても、その情報だけでは特定の個人が識別され得るものとはいえない。したがって、この部分は、条例第6条第1項第1号本文に該当しないものと判断する。

ウ 教諭の勤務状態及び職務の評価に関する部分については、個人についての情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。さらに、これを公開することにより、教諭の評価を校長がどう行っているかが明確になり、それによって当該教諭の不利益が推し量

れるのみならず、本人に対する評価の公正さが損なわれるおそれがある。

この点において、当該情報は通常他人に知られたくない情報であると認められ、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

ただし、「教諭の服務状況について」のうち、日付、欠勤・年休・遅刻の記述は、公開されたとしても当該教諭に不利益が生じるとは認められず、条例第6条第1項第1号本文には該当しないものと判断する。

また、新聞報道に対する保護者のコメント部分については、非公開とされた部分を公開しても、それだけでは特定の個人が識別されないものの、鎌倉市内の小学校という限られた範囲内の事例であり、かつ、特定の保護者であることが明白であるため、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものと考えられる。さらに、保護者の考え方や感情に関わる記述でもあるため、これを公開すると保護者にとって著しい不利益が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第6条第1項第1号ただし書は、個人についての情報であっても例外的に公開できる情報を規定している。

これは、個人についての情報を保護しつつも、従来から公開されていたもの及び公益上の観点から公開すべき積極的理由があると認められる情報については、公開できるものと解する。

イ 同号ただし書アは、「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」、同号ただし書イは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」及びただし書ウは「法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と規定している。

本件文書は、平成6年11月4日に教育委員会へ提出された、教諭の児童に対する体罰に関して調査を求める請願（以下「請願」という。

)に基づいて、教育委員会の指示を受けて校長が作成し、教育長宛に報告された、〇〇教諭の学級経営上の問題点及び勤務状態についての報告文書である。

したがって、条例第6条第1項第1号ただし書のア、イ、ウのいずれにも該当しないものと判断する。

また、異議申立人は、校務分掌は年度毎に配付される学校要覧に明記されているので、公開拒否理由に該当しないと主張している。確かに学校要覧に記載されている校務分掌自体は、公開を前提として作成されたものであり、ただし書のイに該当するものの、本件文書に記載されている「校務分掌の内容」は、公開を前提として記載されたものではなく、また、その部分を公開することによって特定の教科の担当や校務を分掌している委員名が判明し、容易に特定の教諭名が識別し得るものである。

したがって、この部分は、ただし書のイに該当しないものと判断する。

#### (4) 諾否の決定に当たり、本人の意思を聴くことについて

条例第8条第5項は、諾否の決定に際し、公文書に記載されている情報に関して意見を聴くことができる旨規定しているが、これは、公開請求を受けた実施機関が、公開か非公開かの判断が容易にできない場合には、必要に応じて意見を聴くことにより慎重・公正な決定を行おうとする趣旨であり、すべての場合について当事者の意思を聴くことまで義務づけるものではない。

したがって、実施機関が諾否の決定に当たり、本人の意思を聴かなかったことをもって、申立人が主張するような不当性があるとは言えない。

#### 5. 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 表

条例第6条第1項第1号に該当せず、公開とすべき部分

該当頁	該 当 行 等
1	16行目1文字目から5文字目、19行目31文字目から35文字目
2	30行目2文字目から6文字目
6	14行目5文字目から9文字目、16行目1文字目から5文字目、20行目11文字目から15文字目、29行目25文字目から29文字目
7	5行目20文字目から24文字目
9	3行目9文字目から13文字目

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考2 文字数は、行の記載のある文字について左から数えた。

備考3 句読点、「(1)」、「」等の標記は一文字として数えた。

審 査 会 の 処 理 経 過

開催年月日	処 理 経 過
7. 12. 21	諮問（諮問第16号）
12. 25	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
8. 1. 17	一部公開拒否理由説明書を受理
1. 18	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
2. 5	意見書を受理
2. 6	意見書の写しを実施機関へ送付
6. 20	・ 審議（第39回審査会）
7. 18	・ 審議（第40回審査会）
8. 4	・ 審議（第41回審査会）
8. 18	・ 審議（第42回審査会）
10. 1	・ 審議（第43回審査会）
10. 31	・ 審議（第44回審査会）
11. 25	・ 審議（第45回審査会）
12. 12	・ 審議（第46回審査会）
12. 22	答 申